

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月1日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 関田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2023-0027 号	さいたま市岩槻区大字釣上字高岡1422番
第 0300-2025-0179 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野936番2
第 0300-2025-0180 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野952番2
第 0300-2025-0181 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野938番
第 0300-2025-0182 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野940番
第 0300-2025-0183 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野942番
第 0300-2025-0184 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野965番2
第 0300-2025-0185 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野944番2
第 0300-2025-0186 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野954番2
第 0300-2025-0187 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野956番2
第 0300-2025-0188 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野958番2
第 0300-2025-0189 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野967番2
第 0300-2025-0190 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野969番2
第 0300-2025-0191 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野985番2
第 0300-2025-0192 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野971番2
第 0300-2025-0193 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野973番2
第 0300-2025-0194 号	さいたま市桜区大字五関字八貫野987番2
第 0300-2025-0195 号	さいたま市桜区大字上大久保字大砂1165番2
第 0300-2025-0196 号	さいたま市桜区大字上大久保字大砂1187番2
第 0300-2025-0197 号	さいたま市桜区大字上大久保字大砂1188番3